

第三十九号議案

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二十九の六の五の項中へからワまでを削り、同項カ中「第十九条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同項中カをへとし、ヨを削り、同項タ中「第二十条第一項第五号」を「第十九条第一項第五号」に改め、同項中タをトとし、同項レ中「タまで」を「トまで」に改め、同項中レをチとし、同表二十九の十二の項中「という。」の下に「及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号。以下この項において「省令」という。）」を加え、同項ヲ中「タまで」の下に「及びノ」を加え、同項ウの次に次のように加える。

キ 省令第一条の四の規定による麻薬小売業者の役員の変更の届出の受理

ク 省令第十四条の四の規定による向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の役員の変更の届出の受理
第二条の表三十三の項トからヌまでの規定中「府中市」の下に「、調布市」を加える。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。